

# 大仙市誕生20周年記念協賛事業実施要綱

令和6年6月28日決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大仙市が令和7年3月22日に誕生から20周年の節目を迎えるにあたり、20周年を市全体で祝福するとともに、ふるさとへの誇りと愛着、地域の絆を深めながら真に一体的なまちづくりを推進し、さらなる飛躍と発展につなげるため、市民、企業、各種団体等が主催する事業について、大仙市誕生20周年記念協賛事業（以下「協賛事業」という。）として市が協賛することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (対象事業)

第2条 市の協賛の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、市内に在住・在勤・在学している3名以上の者により構成される団体又は市内に所在し、市内で活動しているグループ、市民活動団体、特定非営利活動法人若しくは企業が実施する事業であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和6年7月1日から令和7年3月31日までの期間に実施される事業であって、多くの市民等が参加できるもの
- (2) 大仙市誕生20周年を記念して実施する新規事業又は既存の事業を拡充して行う事業であって、その内容が前条に掲げる協賛事業の趣旨に沿うもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業としない。

- (1) 政治的活動若しくは宗教的活動又は特定の思想若しくは主義主張に関わるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 暴力団等との関係があり、又はそのおそれがあるもの
- (4) 法令又は条例、規則その他の規程に違反するもの
- (5) 市の名誉を傷つけ、又は信頼を失墜するもの
- (6) 特定の個人、団体等を対象とするもの
- (7) 企業の本来の業務等に係るもの
- (8) その他協賛事業として不相当と認められるもの

## (支援内容)

第3条 協賛事業に対する支援内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 大仙市誕生20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用
- (2) 「大仙市誕生20周年（記念協賛事業）」又は「Daisen City 20th Anniversary」の名義使用

(3) 市の広報紙、ホームページ、SNS等での情報発信

(4) 助成金の交付

(申請)

第4条 協賛事業の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大仙市誕生20周年記念協賛事業承認申請書（様式第1号）に当該事業の実施要項、募集要領、その他事業の概要を記載した書類を添えて、原則として、当該事業の1月前までに市長に提出しなければならない。

2 前条第4号に規定する助成金の交付を受けようとする者は、前項に規定するもののほか、大仙市誕生20周年記念協賛事業助成金交付要綱（令和6年6月28日決裁）の定めるところにより、助成金の交付を申請しなければならない。

(承認)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに承認又は不承認の決定を行い、大仙市誕生20周年記念協賛事業承認(不承認)通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 協賛事業の承認期間は、協賛事業の終了の日又は令和7年3月31日までのいずれか早い日までとする。

(使用条件等)

第6条 前条の承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、次の各号に掲げるものを使用するときは、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 大仙市誕生20周年記念ロゴマーク

ア 縦横の比率を変更しないこと。

イ カラー又はモノクロでの使用とし、色の変更を行わないこと

ウ デザインの変形、反転、省略、加筆等の改変を行わないこと

エ デザイン上にその他の文字、図形等を重ねないこと

オ その他ロゴマークの視認性を損なわないよう留意すること

(2) 大仙市誕生20周年記念キャッチフレーズ

ア 一部分のみで使用しないこと

イ 語順や表記（平仮名・漢字など）を変更しないこと

ウ 罫線や枠等を加えないこと

2 事業者は、第3条第2号の名義を使用するときは、次のいずれかを使用しなければならない。

(1) 大仙市誕生20周年

(2) 大仙市誕生20周年記念

(3) 大仙市誕生20周年記念協賛事業

(4) Daisen City 20th Anniversary

(変更等の届出)

第7条 事業者は、承認の決定を受けた後に申請の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を得なければならない。

(承認の取消等)

第8条 市長は承認された事業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき

(2) 第2条の規定を満たさないことが明らかになったとき

(3) 協賛事業として実施することが不相当と認めるとき

2 前項の取消しによって、事業者に損害が生じたときは、市は、その責を負わないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。